

入札契約・工事管理等に関する改善と 今後の新たな取組みについて

令和 2 年 4 月

みち、ひと…未来へ。



1. 多様な入札契約制度に関する取組み

(1) 「入札前価格見積方式」を行います。 (H28.4～)

《試行導入の目的》

- ・市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定（品確法）
- ・担い手の長期的な育成のための適正な利潤の確保（品確法）

概 要

- ・入札参加者から一部の材料及び材工等の見積りを徴収します。

対 象

- ・性能規定で定められる単価（企業のノウハウなど）
- ・積算基準等が整備されていない単価（特殊な施工条件のものも含む）

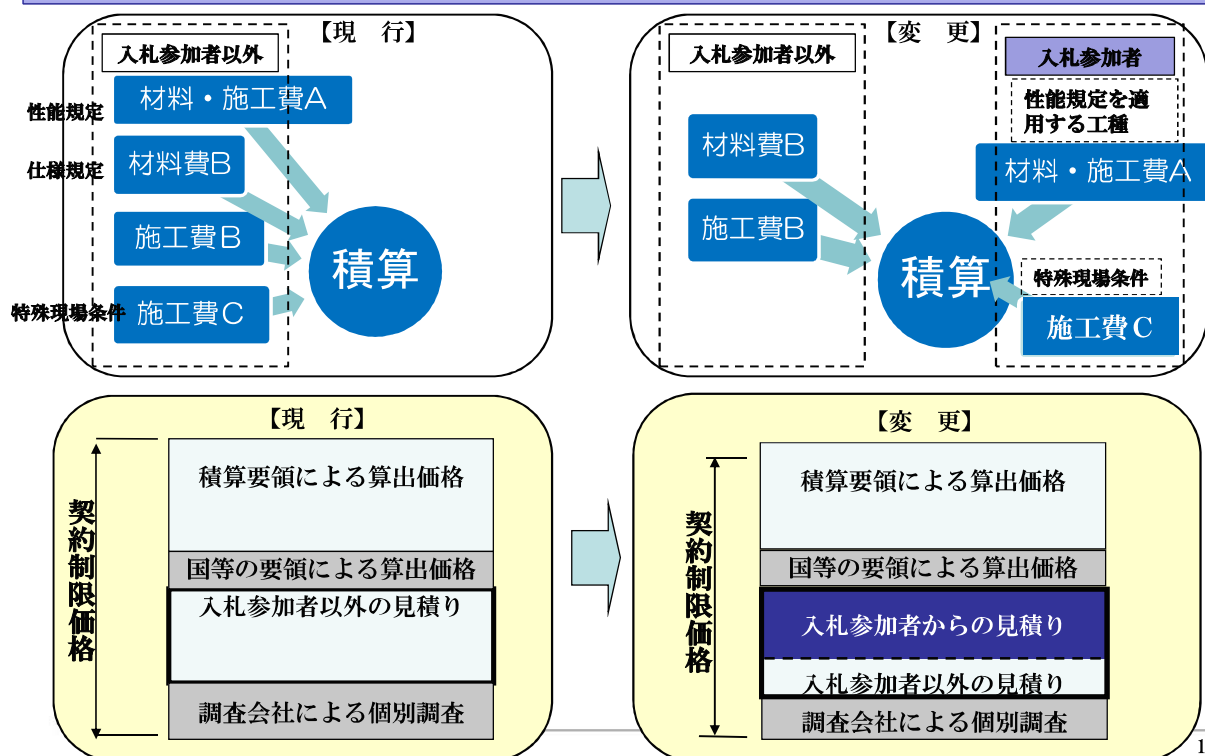
期 待 効 果

- ・合理的かつ、適切な契約制限価格の算出
- ・工事目的物のコスト削減が図れる材料等、企業技術を最大限生かす工事の実施が見込まれます。

1. 多様な入札契約制度に関する取組み

(1) 「入札前価格見積方式」を行います。(H28.4～)

性能規定や特殊な現場条件等に伴う工種の材料費や施工費等を入札参加者から見積りを徴収



12

1. 多様な入札契約制度に関する取組み

(2) 「概略発注方式」を行います。(H28.4～)

《試行導入の目的》

・発注事務に関する社員のマンパワー不足の改善

概要

- ・当該工事の主たる目的物ではなく、全体工事費に占める金額の割合が小さい単価項目は、直接工事費に対する率計上にて算出し、契約制限価格とします。
- ・率計上にて1式契約した単価は、契約後、現地調査し条件が確定した段階で、新単価を決定し、契約変更します。

対象

- ・率計上の対象とする単価項目の合計が、直接工事費に占める金額の割合が2割未満であること
- ・当該工事の主たる目的物工事費でないこと
- ・割掛工事費の対象とならない項目であること

期待効果

- ・受発注者共に、積算の手間がかかる項目について、当初積算が簡略化されます。
- ・受発注者双方の業務の省力化が図れます。

1. 多様な入札契約制度に関する取組み

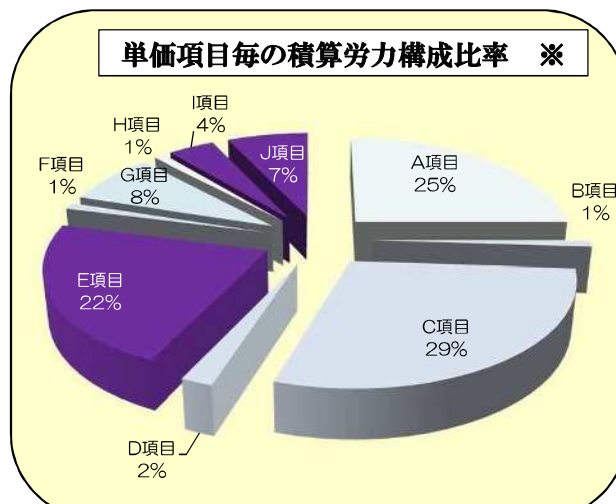
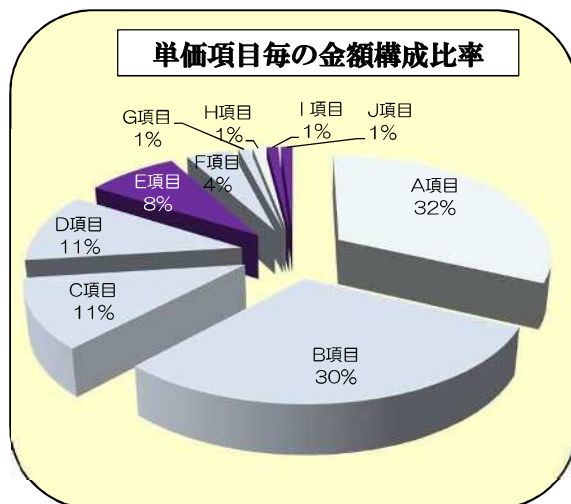
(2) 「概略発注方式」を行います。(H28.4～)

単価項目毎の金額構成比率 : E、I、J項目 の全体工事費に対する構成比率 10%
 単価項目毎の積算労力構成比率 : E、I、J項目 の全体積算労力に対する構成比率 33%

工事費に対する率で計上を行う一例 ⇒ E、I、J項目 (紫着色部)

【例】

当初の積算に要する労力の約3割を簡略化



※ 積算労力構成比率は全体の小代価数に対する単価項目毎の小代価数の比率で算出

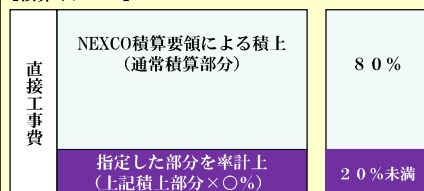
14

1. 多様な入札契約制度に関する取組み

(2) 「概略発注方式」を行います。(H28.4～)

- 設計図書にて、**率計上項目と率を明記** (入札参加者は必ず明記された率にて算出)
- 当初率計上にて契約したものは、現場条件が確定した時に新単価を決定します。
 新単価については、**契約した金額を上限とすることなく**、適正な価格にて決定します。

【積算イメージ】



《通常の場合》

番号	単価項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	コンクリート	1,000	m3	20,000	20,000,000	
2	型枠	1,000	m2	6,000	6,000,000	
3	鉄筋	1	t	200,000	200,000	
4	視線誘導標撤去設置工	38	箇所	1,200	45,600	
5	距離標撤去設置工	30	箇所	1,080	32,400	
6	遮音壁撤去設置工	190	箇所	12,000	2,280,000	

《概略発注方式の場合》

番号	単価項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	コンクリート	1,000	m3	20,000	20,000,000	
2	型枠	1,000	m2	6,000	6,000,000	
3	鉄筋	1	t	200,000	200,000	
4	概略発注に関する事項	1	式	2,358,000	2,358,000	※

※ 番号1、2、3の合計金額に対して9%



15

1. 多様な入札契約制度に関する取組み

(5) 「継続契約方式」を行います。 (H29.10～)

■ 目的

西日本高速道路株式会社は、大規模地震を踏まえた耐震補強の早急な対応や高速道路の老朽化に伴う高速道路リニューアルプロジェクト（大規模更新・大規模修繕事業）等を進めています。



今後、数多くの工事を完成させる必要があり、受発注者の業務の効率性、安全性や品質の向上、確実な事業促進を図ることを目的に、継続契約方式を導入します。

■ 概要

継続契約方式とは、施工条件が同様な工事を繰返し施工する場合、当初発注時の受注した業者に後続工事を継続して契約する方式です。

後発工事は、当初発注時（後続発注時）の工事の業績評価（中間評価）等を考慮し、継続して契約を行うか判断します。



25

1. 多様な入札契約制度に関する取組み

(5) 「継続契約方式」を行います。 (H29.10～)

■ 対象工事

対象工事は下記の工種で施工条件が同様な工事を繰返し施工する工事

- 耐震補強工事 : 橋脚のコンクリート等の巻立や支承取替等
- 高速道路リニューアルプロジェクト : 床版取替工事や盛土切土補強工事等
- その他 : 発注者として必要と判断する工種



耐震補強工事一例



床版取替工事一例



■ 適用範囲

本方式を適用する範囲

- 同じ事務所内を原則とします。
- 同じ路線を原則とします。
- ただし事務所管内で、2つ以上の路線でも同一契約で発注したほうが効率的な場合は2以上の路線で発注する場合があります。

26

1. 多様な入札契約制度に関する取組み

(5) 「継続契約方式」を行います。 (H29.10～)

■ 契約手続き

	初年度	翌年度	翌々年度			備考
当初工事	契約締結	業績評価 (中間評価)	しゅん功評定			
後続工事①		契約締結	業績評価 (中間評価)	しゅん功評定		
後続工事②			契約締結		しゅん功評定	

- 当初発注時に後続工事も含めた施工内容(橋梁名等)、施工範囲を明記します。
- 後続工事の継続の判断は、「業績評価(中間評価)」、「しゅん功評定」のいずれか又は両方を考慮のうえ行います。
- 当初の技術提案内容については、後続工事にも引き継がれます。
- 後続工事にて、開札の結果契約に至らなかった場合は、以降の後続工事を継続して契約することができません。
- WTO政府調達協定の対象の判断については、当初工事及び継続契約する全ての後続工事の合計金額により判断します。また、本方式でWTOの対象工事として発注する場合、競争参加資格を一部緩和します。(※詳細は、次のページをご覧ください)
- 継続して契約するのは、最大2回(3契約)までとします。

27

1. 多様な入札契約制度に関する取組み

(5) 「継続契約方式」を行います。 (H29.10～)

■ 競争参加資格の拡大(WTO対象工事に、Bランクくらいの者が参加可能)

継続契約方式で発注する工事は、**後続工事を含めてWTO政府調達協定対象を判断**します。したがって、1件あたりの工事は、WTO対象基準額未満の場合があります。この場合は、**WTO対象工事(一般競争入札)として公告**しますが、**競争参加資格で求める経営事項評価点数を低減し、工事規模に応じて、いわゆるBランクくらいの会社が当該工事に参加できるようにしています。**

《WTO対象の継続契約方式で求める経営事項評価点数(低減した点数)》

当初発注の1工事における 工事規模	土木工事	橋梁補修改築工事
10億以上～WTO基準額未満	970点 (概ねAランクくらいの会社を対象)	940点 (PC、鋼上部工の概ねAランクくらいの会社を対象)
10億未満	920点 (概ねBランクくらいの会社を対象)	

《参考・WTO対象の通常工事で求める経営事項評価点数》

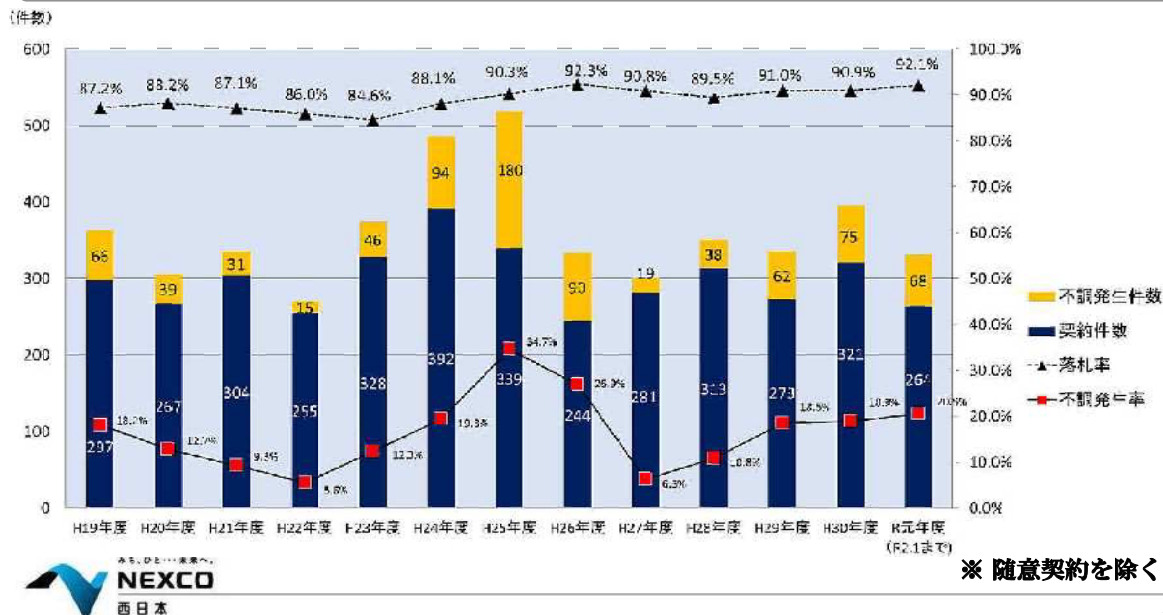
工事規模	土木工事	橋梁補修改築工事
WTO基準額以上	1,250点	1,100点

2 入札不調の改善に向けた取組み



■ 工事の入札不調の発生状況

NEXCO西日本発注工事の不調発生率は、H25年度をピークに34.7%まで上昇していましたが、緊急的に不調対策を実施した結果、H26年度以降減少しました。ところが、H28年度より再び上昇傾向に転じ、**R1年度では20.5%（R2.1末時点）**となっています。



35

2 入札不調の改善に向けた取組み



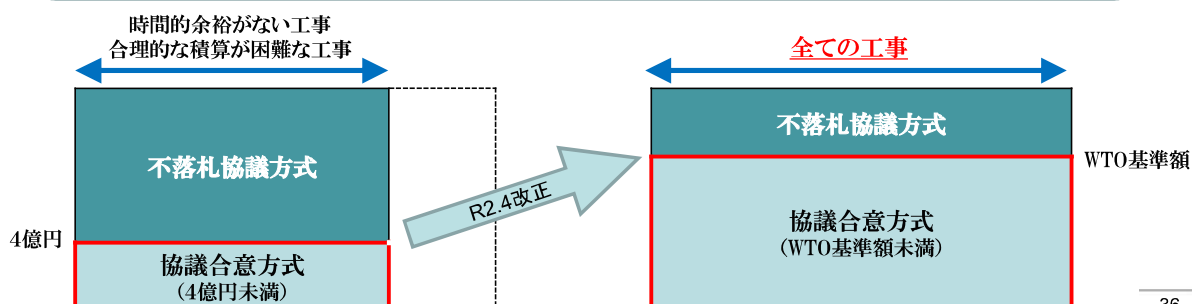
■ 更なる不調対策を実施します

① 協議合意方式、不落札協議方式の適用を拡大します。(R2.4～)

再発注する時間的余裕がない場合や、再度の入札に付しても落札者がいないおそれが高い場合などは、**WTO基準額未満**の工事で協議合意方式を、**WTO基準額以上**の工事で不落札協議方式を付して発注いたします。（制度概要は次ページをご覧ください。）

● 適用対象工事：全ての工事

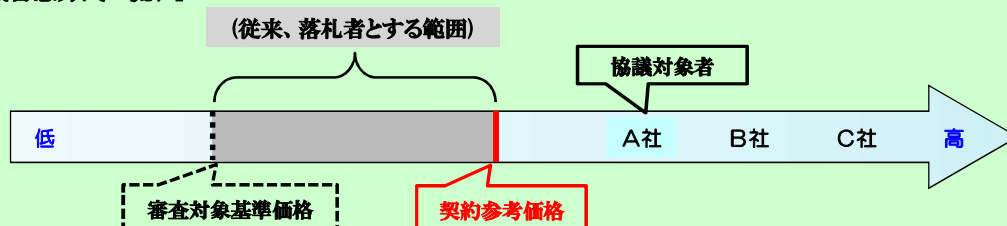
- ・本方式は、時間的余裕がない工事や合理的な積算が困難な工事について適用してきましたが、昨今の不調発生状況を鑑み、令和2年4月より、**全ての工事に適用**することとしました。
- ・協議合意方式の適用対象は、4億円未満の工事としてきましたが、令和2年4月より、**WTO基準額未満の工事に拡大**しました。
- ・これにより、**個々の現場状況に見合った金額での契約、手続き期間の短縮等の効果が期待されます。**



36

2 入札不調の改善に向けた取組み

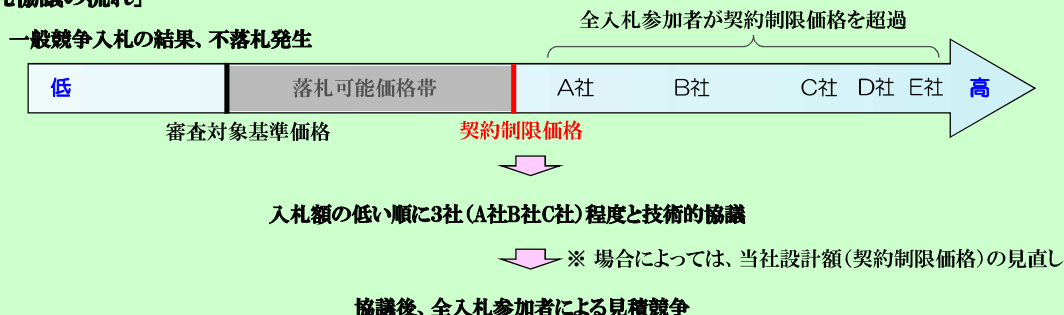
〔協議合意方式の流れ〕



(本制度においては、当社設計金額「契約制限価格」を「契約参考価格」とします)

最低入札金額が当社設計金額を上回った場合でも、価格競争入札では最低入札金額の入札者(総合評価落札方式では評価が有利であった者)を協議対象者として協議し、当社設計金額を上回ることの合理性及び妥当性を審査のうえ当該入札者と契約できる制度です。

〔不落札協議の流れ〕



2 入札不調の改善に向けた取組み

②発注見通し公表の情報量を充実化します。(R2.4～)

工事、調査等の発注見通しの公表における情報の充実化を図り、入札参加者が技術者の配置計画や労務・資材の手配計画をより円滑に立案できるよう努めます。

- ・工事概要の充実 → 発注予定案件の内容をより詳細に掲載
- ・発注規模の掲載 → 発注規模(概算金額)を掲載
- ・公表対象範囲の拡大 → 10月公表時に翌年度上半期分の情報を追加公表

③指名併用を拡大します。(H29.10～)

入札不調となった工事及び類似の工事(WTO基準額未満)については、指名併用を適用することがあります。

④不調が想定される工事に限り、要件緩和を実施します。(H29.10～)

不調が想定される工事に限り、以下の緩和を検討します。

- ・工事等競争参加資格における等級(A、B・・・)の拡大又は全等級を求めるなど
- ・公募に付する工事の地理的条件を設定しないなどの拡大
- ・同種工事の施工実績の緩和などの拡大

⑤配置予定技術者に求める競争参加資格を緩和します。(R1.5～)

《WTO基準額未満の工事》

品質向上に資する目的で、主任(監理)技術者に1級〇〇施工管理技士等の国家資格の保有を競争参加資格要件として標準設定していましたが、WTO基準額未満の工事においては、設定しないことを標準とします。ただし、建設業法等における主任(監理)技術者に必要な資格については、規定の範囲内において技術者を配置する必要があります。

2 入札不調の改善に向けた取組み



⑩耐震補強工事及び盛土補強工事に点在積算を試行導入します。(H30.4～)

耐震補強工事及び盛土補強工事(R1.7追加)は、その性質上、施工箇所が特に点在している状況になっており、過年度における入札者へのヒアリングにおいても、入札者と発注者との間で点在哪の考え方に関して乖離があることを確認しています。

したがって、当社では、耐震補強工事及び盛土補強工事に限り、点在積算の手法を試行導入し、適切な積算に努めます。

■ 点在積算の概要

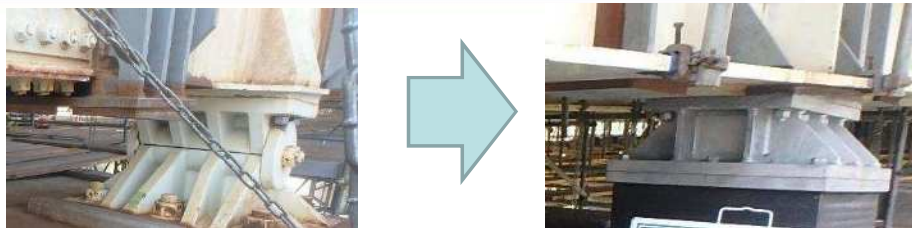
- 点在とは施工地域が1km以上離れている状況をいいます。
- 工事費算出に必要な施工規模等の条件は、点在箇所ごとに設定します。
- 労務費、材料費等は、点在箇所ごとに算定します。
- 割掛対象表は、点在箇所ごとに設定します。
- 共通仮設費、現場管理費は、点在箇所ごとに算定します。
- 一般管理費等は、点在を前提としない通常の積算で算出し、点在箇所ごとに按分します。
(点在箇所ごとに現場管理費を算定した後の一般管理費等対象額(仮想)を使って按分)
- 施工箇所ごとに分割できない項目は、代表の施工箇所に計上します。
- 業務委託料は、代表の施工箇所に計上します。

詳細は、入札説明書等に記載しておりますので、ご確認ください。



40

2 入札不調の改善に向けた取組み



《更なる耐震補強工事の施工例(支承取替)》

《留意事項》

- 新単価(ケースB)は、他の地域に類似の既契約単価がある場合、当該単価設定時の単価(当該単価の落札率考慮)を使用します。
- 新単価(ケースA)に使う落札率は、当該地区の諸経費対象額の落札率とします。
- 設計変更時の諸経費は、点在箇所ごとに各定数(r, r', c, c' ...など)を算出し、点在箇所ごとに諸経費の計算を行います。
- 当初契約から一部の地域で工事変更(数量変更のみを含む)があった場合、すべての地域で諸経費の変更を実施します。

詳細は、入札説明書等に記載しておりますので、ご確認ください。

《設計書イメージ》

単号	項目	数量	単位	単価	合算
1	A地区 コンクリート	30	m ³		
2	B地区 コンクリート	20	m ³		
3	C地区 コンクリート	1	式		
4	D地区 コンクリート	220	m ³		
5	E地区 コンクリート	50	m ³		
6	F地区 コンクリート	1	式		
7	G地区 コンクリート				
8	H地区 コンクリート				
9	I地区 コンクリート				
10	J地区 コンクリート				
11	K地区 コンクリート				

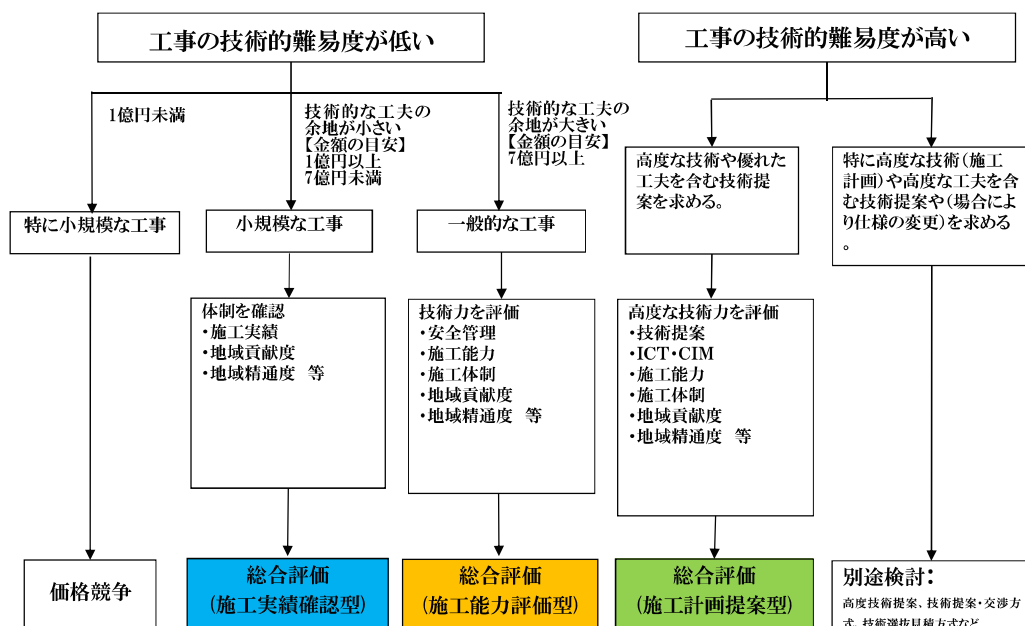


41

2. 入札不調の改善に向けた取組み

総合評価落札方式の改定について

(2) 工事の総合評価落札方式における新たな分類(標準)



3 積算基準の改善に向けた取組み (～R1.7迄を記載)

(1) 乖離の大きい単価・代価の見直しに取り組んでいます。【単価・歩掛りの改定】

- 標準歩掛の新設・見直し
- 市場単価方式の適用、標準単価方式の適用
- 実勢価格の適切な反映 (材料単価設定方法の見直し、小規模工事歩掛りの制定等)

(2) 諸経費を改正しました。

【諸経費の改定】

- 土木工事の積算に用いる諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の見直し
また、新たに「新設工事」と「修繕工事」に区分
- 市街地等の施工における共通仮設費及び現場管理費の施工地域の補正の見直し
- 住民環境への配慮や労働者の作業環境等の改善のため、現場環境改善費を新設
- 調査等の積算に用いる諸経費の見直し(土質地質調査)
- 現場管理費の算出に用いる率の改定

(3) 積算基準等の透明性の確保に引き続き努めます。

- 積算基準及び積算に用いる単価を公表(刊行物掲載単価を除く)

各支社で定期的に調査し定めている「生コンクリート」、「アスファルト混合物」、「セメント」、「骨材」等の材料単価について、該当支社等において公表(閲覧)を開始 (H27.4～) 調査等で積算基準がなく、独自の仕様に基づき、見積りにより設定した項目については、当該積算の歩掛りを事前に公表 (H28.7～)、金額の大小によらず公表 (H29.7～)

4 工事管理・業務管理の改善に向けた取組み

(2) 工事及び業務管理の改善に資するガイドライン等の浸透と活用を図ります。

- 近年、受発注者間の設計変更等の認識のずれ等に起因した問題が発生
- 平成26年6月に改正品確法が施行され、「発注者の責務」が明確化された
- 受発注者双方が契約変更に関する理解を深め、「対等な立場」で協議し、適切な契約変更がなされるよう各種ガイドラインを策定
- 社員及び受注者に向けた講習会の実施。併せて、HPに公表し広くガイドラインの浸透と現場での活用を図る

土木工事請負契約における設計変更ガイドライン

西日本高速道路株式会社
令和2年4月

- ・発注者責務の明示（改正品確法）
- ・書面主義の徹底（適切な変更指示）
- ・「設計図書の開示」、「工事の変更等の補助業務」の範囲、費用負担を明確化
- ・割増項目の数量明示
- ・新単価、増加費用等の算出方法を追加
- ・ワンデーレスポンスを追加（H29.7）
- ・工事工程共有及び責任分担の明確化（H30.7）
- ・割増対照表の一部修正（R1.7）
- ・契約書用語の改正（条項の見直し、瑕疵→契約不適合）（R2.4）

工事一時中止ガイドライン

西日本高速道路株式会社
令和2年4月

- ・再開に備えての方策明示を追加
- ・工程短縮化の方策作成を追加
- ・上記に係る費用を適切に計上
- ・契約書用語の改正（条項の見直し）（R2.4）

調査等請負契約における設計変更ガイドライン

西日本高速道路株式会社
令和2年4月

- ・条件明示に係る標準特記を提示
- ・業務履行の新たな取組を制定
- ・業務履行に係る留意点を例示
- ・設計照査の手引きを追加（H29.7）
- ・ウィークリースタンスを追加（R1.7）
- ・契約書用語の改正（条項の見直し、瑕疵→契約不適合）（R2.4）



70

5 生産性向上等に向けた取組み

5. 生産性向上等に向けた取組み



(1) i-Constructionへの取組み

- 1) ICT土工の実施（H29.4～）
- 2) コンクリート工の規格標準化の実施（H29.4～）
- 3) 施工時期の平準化（「任意着手方式」、「フレックス方式」）への取組み（H29.4～順次）
- 4) BIM/CIMへの取組み（H30.4～）

(2) 4週8休の実現に向けた取組み

- 1) 「4週8休」実施工事に対する費用負担（H30.7～、R1.7、R2.4改正）
- 2) 当社標準工期より最大4か月延長した工期契約が可能な「フレックス方式」の導入（H30.7～）
- 3) 「4週8休」実施工事に対するインセンティブ（工事成績評価への反映）（H30.7～）
- 4) 総合評価の技術提案項目に、働き方改革に関する項目を追加（H30.7～）



84

（３）適正な工程確保に向けた取組み

- 1) 受発注者間による工事工程共有及び責任分担の明確化を実施 (H30.7～)
- 2) 工程作成の手引きを順次整備 (H30.7～)
- 3) 柔軟な工期設定 (「任意着手方式」、「フレックス方式」) への取組み
(H29.4～順次)

(4) 現場の担い手育成、現場環境改善に向けた取組み

(5) 受発注者の業務効率化への取組み

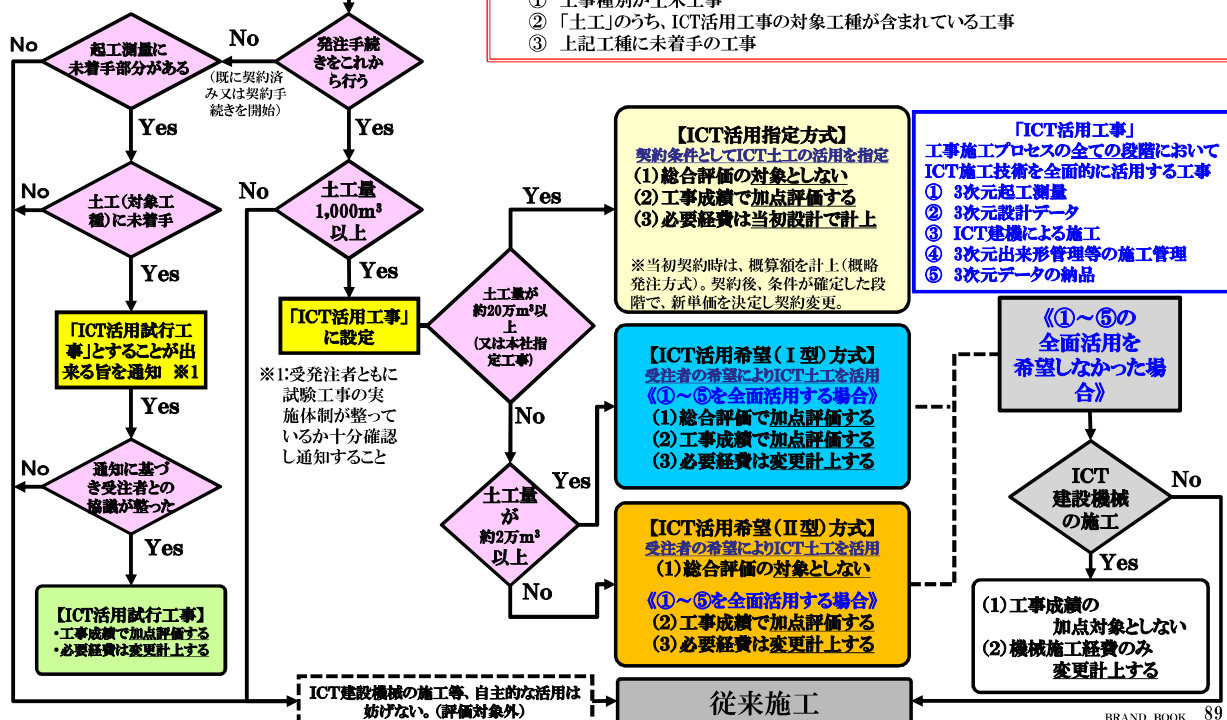


85

『ICT活用試行工事』

ICT活用工事の対象となっていない工事(既に契約済み又は契約手続きを開始した工事)で下記の条件を全て満たす工事に通知を行い、希望者と協議が整った場合。

- ① 工事種別が土木工事
- ② 「土工」のうち、ICT活用工事の対象工種が含まれている工事
- ③ 上記工種に未着手の工事



5-(2) 4週8休の実現に向けた取組み



➤「4週8休」の推進に向けた取組に対して費用を負担します。

＜取組内容＞

- ・「受注者希望方式」として4週8休の推進に向けた工事を発注します。
対象とした工事では、工事着手前に、週休2日に向けた取組みについて、受注者と協議します。(H30.7～)
- ・最終設計変更時に、取組結果に対して以下の基準で費用を支払います。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
標準単価	4週8休単価	4週7休単価	4週6休単価
機械賃料	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02(1.01)
現場管理費率	1.06(1.05)	1.04	1.03(1.02)

- ・「発注者指定方式」を令和元年7月より追加し、工事を発注します。
費用計上方法等は希望方式と同様です。
- ・令和2年4月以降 公告する工事は受注者希望方式・発注者指定方式ともに上表の係数とし、令和2年4月以前に契約手続きを行った工事の係数の一部は()を適用します。



※詳細は、入札説明書をご覧ください。